

第1章 計画の概要

- 1．計画策定の趣旨
- 2．計画の位置づけ
- 3．他計画との連携
- 4．基本理念
- 5．計画の基本目標
- 6．計画期間
- 7．計画の策定体制
- 8．計画の推進管理及び点検

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

(1) 国・県・琴平町の高齢化状況

平成17年の国勢調査結果によると、本町の高齢化率（全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）は31.7%であり、全国平均の20.1%よりも11.6ポイント、香川県平均の23.3%よりも8.4ポイント高く、3人に1人が高齢者という超高齢社会となっています。

また、高齢化の進行と併せて、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が年々増加している状況です。

(2) 介護保険制度の導入と改正

介護保険制度は、急速に進行する少子高齢化により、介護の担い手は家族だけでなく社会全体で対応しようと、平成12年4月にスタートした社会保険です。原則として、40歳以上の方が加入し、65歳以上の被保険者（第1号被保険者）の数は、平成12年4月末の施行当時の2,165万人から、平成17年6月末には2,524万人と増加し、そのうち、要介護認定で介護が必要と認められた認定者数は、平成12年4月末の218万人から平成17年6月末の417万人へと増加しました。

要介護認定者数、サービス利用者数、サービス事業者数が大きく伸びる中で、介護保険制度の財源は逼迫しており、平成17年6月に、「制度の持続可能性の確保」と「明るく活力ある超高齢社会の構築」、また、「社会保障の総合化」を基本的視点として抜本的に介護保険制度が改正され、平成18年4月から改正介護保険法が施行（一部は、平成17年10月から施行）されました。

これに伴い、第3期の「琴平町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」見直しに当たっては、今後増大する介護ニーズを受け止めつつも、高齢者の尊厳と自立を支える社会の実現をめざし、質の高いサービスを提供していく仕組みづくりとともに、高齢者の尊厳を脅かす高齢者虐待や災害時における要援護高齢者への対応などにも取り組むこととしました。

また、平成20年4月1日から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、新たに75歳以上の老人医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されたほか、老人保健事業は、この法律に基づく特定健診・特定保健指導と、「健康増進法」に基づく健康増進事業となりました。

(3) 介護保険事業計画等策定の意義

本計画は、高齢化社会が抱える課題に的確に対応していくため、法制度の改正等を踏まえ、第3期計画の進捗状況のほか、介護・保健福祉サービスの利用状況、需要動向などを把握する中で、今後の各種サービスの見込量や取り組むべき施策、提供体制等を明らかにし、本町の介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の方向性を示すため策定するものです。

なお、今回の計画見直しの基本的視点については、次のとおりです。

地域支援事業の推進

平成18年度から開始した地域支援事業の一層の推進を図る。

地域密着型サービスの推進

平成18年度から開始した地域密着型サービスの一層の推進を図る。

療養病床の転換

平成18年6月の健康保険法の一部改正による医療制度改革に伴い、介護療養型及び医療療養型療養病床の転換を推進する。

老人保健法の改正に伴う見直し

平成20年度から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正されたことに伴い、高齢者保健事業を見直す。

認知症予防対策の推進

高齢者の増加及び後期高齢者の増加に伴い、認知症予防対策の推進を図る。

高齢者虐待防止対策の推進

家族介護の支援を含めた、高齢者の虐待防止対策の推進を図る。

2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者に関する政策全般にわたる計画であり、その内容において介護保険事業計画を包含するものです。高齢者保健福祉事業を円滑に進め、高齢者が健康で安心して生活できる地域づくりを進めていく役割を担う計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、要介護者等の人数や利用意向等を勘案して、日常生活圏域ごとの地域密着型サービス、その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量、地域支援事業の量を見込み、保健・福祉・医療にかかるサービスを総合的かつ効果的に提供する役割を担う計画です。

したがって本計画は、本町における高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画(高齢者保健福祉計画) 介護保険法第117条に基づく計画(介護保険事業計画)

3. 他計画との連携

本計画は、国・県の定める指針に沿って策定するとともに、「香川県高齢者保健福祉計画」、「香川県地域福祉支援計画」、「香川県保健医療計画」等の高齢者の保健・医療・福祉に関する県計画とも整合性を持ちながら、推進するものです。

また、高齢者への保健福祉対策は、保健・医療・福祉の各サービスが連携をもって有機的に機能する必要があるとともに、保健・医療・福祉分野にとどまらず、広く行政全般にわたって関連してくることから、町の上位計画である「琴平町第3次総合計画(平成13年度～平成22年度)」に基づき、琴平町が実施すべき高齢化社会対策(主に保健・福祉分野)に関する個別計画として位置づけられます。

そのため、琴平町障害者・障害福祉計画、琴平町健康増進計画等と連携を図りながら計画策定を行っています。

4. 基本理念

本計画は、これまで本町が行ってきた高齢者保健福祉施策を推進するうえで、基本理念としてきた「健やかでいきいきとした長寿社会の確立」を引き継ぎ、高齢者をはじめ、すべての住民が住み慣れた琴平町で健康を保持し、安心して生涯を送ることのできるまちづくりをめざします。

めざすべき長寿社会のイメージ

長寿社会への対応 保健・福祉・医療の一体的な サービスの提供

基本理念

健やかでいきいきとした長寿社会の確立

予防	生活習慣病予防 介護予防
----	-----------------

健やかな毎日をめざして

介護	居宅サービス 施設サービス
----	------------------

安心介護のまちをめざして

地域におけるケア	高齢者生活環境の整備 災害時等の対応
----------	-----------------------

暮らしやすいまちをめざして

地域におけるケア	高齢者の生きがいづくり 高齢者の社会参加
----------	-------------------------

いきいきとした生活をめざして

地域におけるケア	高齢者福祉 高齢者の尊厳に配慮したケア
----------	------------------------

共に生きる社会をめざして

5. 計画の基本目標

本計画では、第3期計画における基本理念を継承するとともに、めざすべき長寿社会の基本目標として、次の5点を掲げます。

健やかな毎日をめざして
安心介護のまちをめざして
暮らしやすいまちをめざして
いきいきとした生活をめざして
共に生きる社会をめざして（ノーマライゼーションの浸透）

(1) 健やかな毎日をめざして

高齢者が家庭や地域で健やかに、安心して日常生活を送れるよう、保健・医療サービスや福祉サービスの量的拡大と質的向上をめざし、健康づくり、疾病予防、生活習慣の改善を図れるよう一次予防の促進を図ります。

また、介護が必要となる前から、要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対して介護予防サービスを実施し、元気に日常生活が送れるよう自立支援を行います。

(2) 安心介護のまちをめざして

介護が必要な状態になった場合でも自らの能力を生かし、できる限り自立し、尊厳をもって生活するために、介護保険制度が円滑に実施され、高齢者自身が主体的かつ容易にサービスを選択し、利用できる環境を整備し、適切で公平なサービスが総合的に実施される安心介護のまちづくりを進めます。

また、住み慣れた地域で可能な限り生活を継続することができるように、地域密着型サービスを推進します。

(3) 暮らしやすいまちをめざして

高齢者が快適に暮らせるよう、まちづくりや住まいに高齢者対応の視点を導入したバリアフリー化を推進するとともに、高齢者に配慮した防災・防犯対策の充実など、安全・安心なまちづくりを進めます。

(4) いきいきとした生活をめざして

高齢者がいきいきと自立した生活を確保できるよう、就労の場の確保に努めるとともに、高齢者の自由時間と能力に対応した生きがいづくりや社会参加の場などの環境整備を図り、活動的で生きがい満ちた「活動的な85歳」の実現を図るため、「生活の質(QOL)」の向上をめざした社会参加のまちづくりを進めます。

(5) 共に生きる社会をめざして(ノーマライゼーションの浸透)

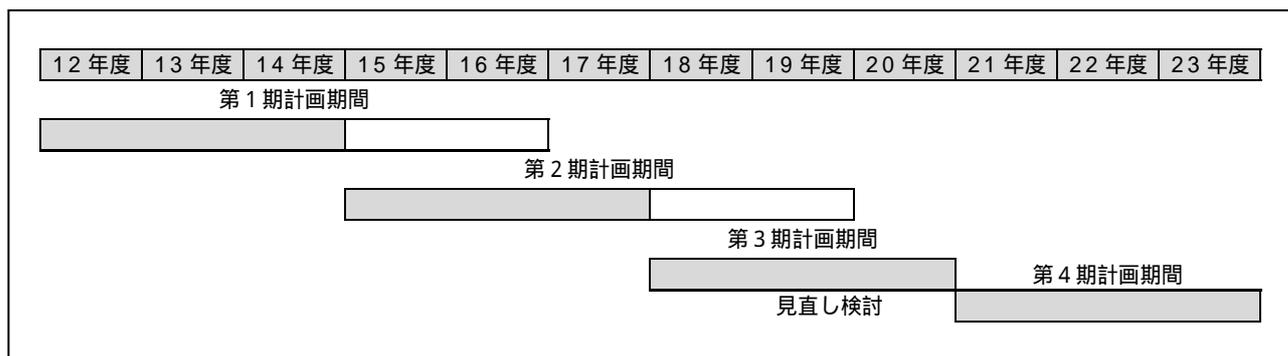
高齢者をはじめ、すべての住民が共に長寿を喜びあえ、住み慣れた地域で住み続けられるよう、すべての住民が共につくり、共に支えあう福祉社会づくりを進めるとともに、高齢者が要介護や認知症の状態にあっても、人としての尊厳を保って生活ができるよう、高齢者の人権を尊重し、選択の自由と権利が正

しく守られることに重点をおきます。また、高齢者虐待に対しても適切に対応できるような体制を整備していきます。

そして、このような環境づくりのため、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できるようにするとともに、地域住民を主体とした自主的な取り組みやボランティア活動等への支援、高齢者の保健福祉の増進を目的とする団体・事業者等との連携、住民の福祉意識の醸成・啓発を図ります。さらに、認知症高齢者やその家族への支援体制について充実していきます。

6. 計画期間

本計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間を計画の期間とします。また、この計画の一部を構成する「第4期介護保険事業計画」は、第3期介護保険事業計画において設定した最終年度である平成26年度における目標に至る中間段階の位置づけという、性格を有する計画とします。



7. 計画の策定体制

(1) 高齢者保健福祉・介護保険に関する実態調査の実施

本計画の策定に当たり、高齢者や要介護（支援）認定者の生活状況や介護の状態、今後のサービス利用意向等を把握し、介護サービス見込量や高齢者保健福祉施策の今後の方向性を定めるうえでの基礎資料とするため、町内の一般高齢者（第1号被保険者）、要介護（支援）認定者及び40～64歳（第2号被保険者）を対象に「高齢者保健福祉・介護保険に関する実態調査」を実施しました。

(2) 事業者・関係機関ヒアリング調査について

実態調査のほか、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会等への調査を実施したほか、県等との連携を図りながら策定しました。

(3) 策定委員会による協議

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・福祉、医療関係者、被保険者代表で構成される「琴平町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、各委員の意見を聴取し、計画の審議・策定を行いました。

8. 計画の推進管理及び点検

本計画の施策の推進状況については、その実施状況を毎年度点検し、課題の分析及び必要な対策を講じることが重要であることから、計画の実施及び進捗状況を点検し、評価を行う体制を整え、計画の進行管理及び点検に努めます。

